

盛岡市球技公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																		
<p>○盛岡市球技公園条例 令和4年6月24日条例第27号 <u>改正 令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市球技公園条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるものほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略 <u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 2 改正後の盛岡市球技公園条例の規定は、この条例の施行の日以後にする <u>盛岡市球技公園条例第5条第1項の許可に係る使用料（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理する同条例第3条に規定する有料公園施設にあっては、その利用に係る料金。以下同じ。）について適用し、同日前にした当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表（第8条関係） (1) 野球場 ア グラウンドの使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> <tr> <td>午前5時 から午前</td> <td>午前8時 から午後</td> <td>午前5時 から午前</td> <td>午前8時 から午後</td> </tr> </table>	区分	土曜日及び休日		その他の日		午前5時 から午前	午前8時 から午後	午前5時 から午前	午前8時 から午後	<p>○盛岡市球技公園条例 令和4年6月24日条例第27号</p> <p>盛岡市球技公園条例 第1条から第7条まで 略 (使用料) 第8条 使用者から別表に定める使用料を徴収する。 2 前項に定めるものほか、有料公園施設の附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。 3 使用料は、許可の際に徴収する。 第9条から第20条まで 略 附 則 略</p> <p>別表（第8条関係） (1) 野球場 ア グラウンドの使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> <th colspan="2">その他の日</th> </tr> <tr> <td>午前5時 から午前</td> <td>午前8時 から午後</td> <td>午前5時 から午前</td> <td>午前8時 から午後</td> </tr> </table>	区分	土曜日及び休日		その他の日		午前5時 から午前	午前8時 から午後	午前5時 から午前	午前8時 から午後
区分		土曜日及び休日		その他の日															
	午前5時 から午前	午前8時 から午後	午前5時 から午前	午前8時 から午後															
区分	土曜日及び休日		その他の日																
	午前5時 から午前	午前8時 から午後	午前5時 から午前	午前8時 から午後															

改正後						改正前							
料金を徴収しない場合	アマチュアスポートに使用する場合（1時間までごとに）	8時まで	9時まで	8時まで	9時まで	料金を徴収しない場合	アマチュアスポートに使用する場合（1時間までごとに）	8時まで	9時まで	8時まで	9時まで		
		一般	900円	4,350円	750円	3,600円		600円	2,900円	500円	2,400円		
		大学生以下の者	450円	2,170円	370円	1,800円		300円	1,450円	250円	1,200円		
料金を徴収する場合	アマチュアスポートに使用する場合（1時間までごとに）	他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	2,700円	13,050円	2,250円	10,800円	他の催しに使用する場合（1時間までごとに）		1,800円	8,700円	1,500円	7,200円	
		一般	2,700円	13,050円	2,250円	10,800円	料金を徴収する場合	アマチュアスポートに使用する場合（1時間までごとに）	1,800円	8,700円	1,500円	7,200円	
		大学生以下の者	1,350円	6,520円	1,120円	5,400円			900円	4,350円	750円	3,600円	
料金を徴収する場合	アマチュアスポートに使用する場合（1時間までごとに）	他の催しに使用する場合	使用する日ごとにその日の最高入場料の480人分に相当する額（その額が1,110,220円に満たない場合は1,110,220円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の360人分に相当する額（その額が887,890円に満たない場合は887,890円）	他の催しに使用する場合		使用する日ごとにその日の最高入場料の480人分に相当する額（その額が740,150円に満たない場合は740,150円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の360人分に相当する額（その額が591,930円に満たない場合は591,930円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の480人分に相当する額（その額が591,930円に満たない場合は591,930円）	使用する日ごとにその日の最高入場料の360人分に相当する額（その額が591,930円に満たない場合は591,930円）			
		備考						1 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。					
		2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。						2 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。					

改正後		改正前		
3 午前5時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前8時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。		3 午前5時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間1時間までごとに、午前8時から午後9時までの使用時間区分の使用料の額とする。		
イ トレーニング室、会議室及び多目的室の使用料		イ トレーニング室、会議室及び多目的室の使用料		
区分		区分		
トレーニング室	第1屋内トレーニングスペース	一般	3,000円	
	及び第1素振りスペース（1時間までごとに）	大学生以下の者	1,500円	
	第2屋内トレーニングスペース	一般	3,000円	
	及び第2素振りスペース（1時間までごとに）	大学生以下の者	1,500円	
	第1ブルペン（1箇所につき1時間までごとに）	一般	750円	
		大学生以下の者	370円	
	第2ブルペン（1箇所につき1時間までごとに）	一般	750円	
		大学生以下の者	370円	
	第1会議室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般 大学生以下の者	750円 370円
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	2,250円	
	第2会議室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般 大学生以下の者	750円 370円
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	2,250円	

改正後				改正前					
第1多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	750円	第1多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円		
		大学生以下の者	370円			大学生以下の者	250円		
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	2,250円			その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	1,500円		
第2多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	750円	第2多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円		
		大学生以下の者	370円			大学生以下の者	250円		
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	2,250円			その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	1,500円		
第3多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	750円	第3多目的室	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	500円		
		大学生以下の者	370円			大学生以下の者	250円		
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	2,250円			その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	1,500円		
ウ 照明設備、放送設備及びスコアボードの使用料				ウ 照明設備、放送設備及びスコアボードの使用料					
区分		金額		区分		金額			
照明設備	料金を徴収しない場合（1時間までごとに）	全部を点灯する場合	27,000円	照明設備	料金を徴収しない場合	全部を点灯する場合	18,000円		
		4分の3を点灯する場合	20,250円		4分の3を点灯する場合	13,500円			
		2分の1を点灯する場合	13,500円		2分の1を点灯する場合	9,000円			
		4分の1を点灯する場合	3,000円		4分の1を点灯する場合	2,000円			
	料金を徴収する場合（1時間までごとに）	全部を点灯する場合	108,000円		料金を徴収する場合	全部を点灯する場合	72,000円		
		4分の3を点灯する場合	81,000円		4分の3を点灯する場合	54,000円			
		2分の1を点灯する場合	54,000円		2分の1を点灯する場合	36,000円			
	4分の1を点灯する場合	12,000円	4分の1を点灯する場合	8,000円					
放送設備	アマチュアスポーツに使用する場合（1試合につき）	1,800円	放送設備	アマチュアスポーツに使用する場合（1試合につき）	1,200円				

改正後					改正前				
		その他の催しに使用する場合（1回につき）	3,600円			その他の催しに使用する場合（1回につき）	2,400円		
スコアボード	アマチュアスポーツに使用する場合（1試合につき）		3,000円		スコアボード	アマチュアスポーツに使用する場合（1試合につき）	2,000円		
	その他の催しに使用する場合（1回につき）		6,000円			その他の催しに使用する場合（1回につき）	4,000円		

備考 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

(2) 屋内練習場

ア 多目的グラウンドの使用料

区分			土曜日及び休日	その他の日
料金を徴収しない場合	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般 6,000円 大学生以下の方 3,000円	5,100円 2,550円
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	18,000円	15,000円
	半面使用	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般 3,000円 大学生以下の方 1,500円	2,550円 1,270円
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	9,000円	7,500円
4分の1面使用	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	1,500円	1,270円
		大学生以下の方	750円	630円

区分			土曜日及び休日	その他の日
料金を徴収しない場合	全面使用	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般 4,000円 大学生以下の方 2,000円	3,400円 1,700円
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	12,000円	10,000円
	半面使用	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般 2,000円 大学生以下の方 1,000円	1,700円 850円
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	6,000円	5,000円
4分の1面使用	アマチュアスポーツに使用する場合（1時間までごとに）	一般	1,000円	850円
		大学生以下の方	500円	425円

改正後					改正前				
		その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	4,500円	3,750円			その他の催しに使用する場合（1時間までごとに）	3,000円	2,500円
料金を徴収する場合	集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合（1時間までごとに）	60,000円	51,000円			集会、展示会、式典その他これらに類する催しに使用する場合（1時間までごとに）	40,000円	34,000円	
	音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合（1時間までごとに）	72,000円	61,200円			音楽、芸能、スポーツ等の興行に使用する場合（1時間までごとに）	48,000円	40,800円	

備考

- 「料金を徴収する場合」とは使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「料金を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。
- 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

イ トレーニングルームの使用料

区分	一般	大学生以下の者
普通使用（1回につき）	600円	450円
回数使用（6回につき）	3,000円	2,250円
定期使用	3月につき	15,600円
	6月につき	23,400円
	1年につき	31,200円
		11,700円
		17,550円
		23,400円

区分	一般	大学生以下の者
普通使用（1回につき）	400円	300円
回数使用（6回につき）	2,000円	1,500円
定期使用	3月につき	10,400円
	6月につき	15,600円
	1年につき	20,800円
		7,800円
		11,700円
		15,600円